

第2章 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

1 現行計画について

（1）現行計画における目標

措置されたこどもや一時保護されたこどもの権利擁護の観点から、当事者であるこどもからの意見聴取や意見をくみ取る方策、こどもの権利を代弁する方策について、取組を進めることとした。

また、それまでの取組を継続するとともに、国において、こどもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けて行っている調査研究の結果を踏まえた取組を行うこととした。

【目標】

- 令和6年度までに、児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関におけるこどもや要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組みを構築する。
- 令和6年度までに、親権者等による体罰の禁止に向け周知等を推進する。

（2）直近の取組結果

- 「こどもからの意見聴取や意見をくみ取る方策」として、令和4年の改正児童福祉法の内容を踏まえた「こどもの権利ノート」の内容刷新に加え、高年齢児向けリーフレット「おとなになってゆくあなたへ」を作成し、施設等への入所措置や里親委託時にこどもに配付し説明を行っている。
- 「こどもの権利を代弁する方策」として、令和4年の改正児童福祉法を踏まえ、令和6年4月に大阪市児童福祉審議会に「こどもの権利擁護部会」を設置し、児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の対象となるこどもからの申立てに関して調査審議を行い、必要に応じて関係機関に意見具申を行うこととした。加えて、令和6年7月から「意見表明等支援事業」を実施しており、令和6年12月頃から、こどものアドボカシーの専門性を有する意見表明等支援員が、一時保護所や児童養護施設等に一時保護又は措置されているこどもを定期的に訪問して意見表明を支援し、関係機関に対して代弁等を行う予定である。
- 従来からの取組である「自立支援計画の作成」、「こども相談センターによる施設への訪問調査」、「第三者委員の設置による苦情解決の推進」、「施設における意見や苦情を言いやすい環境づくり」については、継続して取組を実施している。
- 「大阪市児童福祉審議会児童虐待事例検証部会への報告・意見聴取」については、令和5年に国の被措置児童等虐待対応ガイドラインをもとに「被措置児童虐待対応マニ

ユアル」の改訂を行い、被措置児童についての通告事案について速やかに対応する必要がある案件に対応するため、平成 28 年度から実働チームとして助言をおこなう役割を担ってきた事案分析アドバイザーによる意見聴取に加え、児童福祉審議会児童虐待事例検証第 1 部会に全件報告を行うことにより、被措置児童等児童虐待への適切な対応に努めている。

- ・ 「体罰によらない子育ての推進」については、毎年区役所や保育施設等にリーフレット等を送付し、令和 2 年に国がとりまとめた「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」を踏まえた市民周知を実施するとともに、市立の全小・中学校における児童虐待防止啓発授業等の実施や区役所子育て支援室等の職員及びこども相談センター職員を対象に体罰によらない子育てを推進する職員研修を行っている。

(3) 令和 6 年度末時点での目標達成見込み

(2) の取組により、目標は達成できる見込みであり、達成の要因としては次のように考えている。

目標	達成の見込み	要因分析
令和 6 年度までに児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関におけるこどもからの申立てによる審議・調査の仕組みを構築	達成	法改正や国の調査結果を踏まえ、こどもの権利擁護推進体制を構築
令和 6 年度までに親権者等による体罰の禁止に向け周知等を推進	達成	従来 of 取組を継続して実施

2 資源等に関する地域の現状

(1) 策定要領に示された資源の必要量等

- ① 社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター）及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発等の実施回数、受講者等数
- ② 意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合
- ③ 措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備
- ④ 措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備
- ⑤ 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備
- ⑥ 児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権

利擁護機関の設置及び運営体制の整備

- ⑦ 社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であることも（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備

(2) 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

資源	現在の整備・取組状況(令和6年度末見込み)	整備すべき見込量等（令和11年度末時点）
1	<ul style="list-style-type: none"> 関係職員への研修等実施回数：年1回 上記受講者数：各施設1人 子ども本人への啓発等：子どもの権利ノートの配付・説明を毎年1回以上実施 	<ul style="list-style-type: none"> 関係職員への研修等実施回数：年1回 上記受講者数：各施設1人 子ども本人への啓発等：子どもの権利ノートの配付・説明を毎年1回以上実施
2	<ul style="list-style-type: none"> 意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合：児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童自立生活援助事業Ⅰ型・里親・ファミリーホーム・障がい児施設・子ども相談センター一時保護所に入所中の全児童（100%） 	<ul style="list-style-type: none"> 意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合：児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童自立生活援助事業Ⅰ型・里親・ファミリーホーム・障がい児施設・子ども相談センター一時保護所に入所中の全児童（100%）
3	<ul style="list-style-type: none"> 認知度：アンケート等により確認 利用度・満足度：制度利用者に満足度を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 認知度：アンケート等により確認 利用度・満足度：制度利用者に満足度を確認
4	毎年、意見聴取等措置の際に理解度を確認	毎年、意見聴取等措置の際に理解度を確認
5	<ul style="list-style-type: none"> 意見表明ができることもの割合：100%（意見表明ができることもの数／全施設等入所児童） 意見表明を行ったことものに満足度を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 意見表明ができることもの割合：100%（意見表明ができることもの数／全施設等入所児童） 意見表明を行ったことものに満足度を確認
6	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉審議会に「子どもの権利擁護部会」を設置し、子ども家庭課に事務局を設置済み 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉審議会に「子どもの権利擁護部会」を設置し、子ども家庭課に事務局を設置済み
7	<ul style="list-style-type: none"> 「社会的養育専門部会」の委員に社会的養護経験者を2名選任済み 	<ul style="list-style-type: none"> 「社会的養育専門部会」の委員に社会的養護経験者を2名選任済み

3 計画期間における整備・取組方針等

(1) 基本的な考え方

令和4年改正児童福祉法において、子どもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、子どもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として明記された。

本市においては、国の「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」等を踏まえ、令和6年度より意見聴取等措置、意見表明等支援事業を実施するとともに、児童福祉審議会に「こどもの権利擁護部会」を設置し、こどもの権利擁護に係る環境を整備している。今後の計画期間においても、これらの内容を適切かつ積極的に推進していく。

(2) 資源の整備・取組方針

- ① 社会的養育に関わる関係職員に「こどもの権利」や「権利擁護の仕組み」に関する周知啓発や理解醸成を図ることは非常に重要であるため、関係職員を対象とする研修を毎年実施する。また、こども本人へ自らの権利や権利擁護の仕組みについて丁寧でわかりやすい周知啓発を毎年実施する。
- ② 意見聴取等措置に対象となるすべてのこどもが利用可能となるよう意見表明等支援事業を実施する。
- ③ こどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度については、アンケート等を実施し、利用度・満足度については制度利用者に満足度を確認する。
- ④ 毎年措置児童等を対象に実施する意見聴取等の際にこどもの権利に関する理解度を確認する体制を整備する。
- ⑤ 措置児童等に権利ノートを配付・説明し、日頃から意見表明ができる環境を整備する。また、意見表明を行ったこどもに満足度を確認する。
- ⑥ 児童福祉審議会に「こどもの権利擁護部会」を設置し、こども青少年局こども家庭課に事務局を置く。
- ⑦ 児童福祉審議会社会的養育専門部会の委員に社会的養護経験者を2名選任する。

(3) 年度ごとの整備目標

次の資源について、年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

資源		定量的な整備目標				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	社会的養育に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター）及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発等の実施回数、受講者等数	<ul style="list-style-type: none"> ・関係職員への研修等実施回数：年1回 ・上記受講者数：各施設1人 ・こども本人への啓発等：こどもの権利ノートの配付・説明を毎年1回以上実施 				
2	意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合	児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童自立生活援助事業Ⅰ型・里親・ファミリーホーム・障がい児施設・こども相談センター一時保護所に入所中の全児童（100%）				